

ケアプランセンターあすか通信

令和8年6月10日発行

第113号

発行責任者 富田啓暢

処遇改善加算が値上げされます

処遇改善加算とは

介護職員の賃金アップと働きやすい環境づくりのために、国が介護報酬に上乘せして請求することを認めている加算のことです。

最大の特徴は、使い道が職員の賃金改善に限定されているという点です。事業所の利益（経営者の収入や設備投資など）に使うことは原則禁止されています。



利用者負担が増えます

今月から介護サービスの利用者さんの負担が増える事になりました。

政府の「強い経済」を実現する総合経済対策において、令和9年度介護報酬改定を待たずに令和8年6月から期中の改定を実施する方針が決められました。

介護分野の職員の処遇改善と介護サービス事業者の生産性向上や協働化の促進等のために、

次のような措置を講じるとしています。

処遇改善加算の対象が従来の介護職員から介護従事者全体に拡大され、加算率の引き上げが行われます。例えば、訪問介護の加算Iイは2.5%引き上げられます。

さらに、新たな加算区分が作られ、処遇改善加算Iロ・IIロが新設されています。これは、特定の要件を満たす事業者向けの上乘せ分の設定となっています。

また、新規対象サービスへの加算として、訪問看護や訪問リハビリテーションなど、新たに処遇改善加算が算定可能となったサービスがあります。

これらの変更により、諸物価の値上がりが続く中で介護職員の賃金改善が図られ、介護サービスの質的な向上を期待しています。

一方、介護保険施設等における食費の基準費用額について、1日当たり100円引き上げることになっています。低所得者については、所得区分に応じて、利用者負担を据え置き、又は1日当たり30〜60円の引上げが認められています。

百歳

おめでとう

じゅらます

新宮市 榎本トモコさん



若いころから色々な、お仕事を経験され、最近までエコ広場の当番もされていました。

「いつも親切にしてもらってすまんなく」と仰ってくださいます。これからも、お元気でお過ごしください。



百歳

おめでとう

ございます



まだ百歳

紀宝町

石垣志津代さん



大正十五年にお生まれになった石垣さん、若い時は女学校の先生をされていました。利用しているショートでの計算や塗り絵は自信があります。これからもお元気で過ごさしになり長寿記録を伸ばして下さい。
(長男さん、次男さんが同席)

利用者さんの

作品欄

手芸作品 (腰掛座布団)

新宮市

竹中美智子さん



絵手紙

紀宝町

元屋敷眞弓さん



水墨画

新宮市

大坂和子さん



作品

智勝浦町

木内美和さん



四季のたより

梅雨入り前の晴れた日。

上層の強い風に流されてやってきた雲、大空をキャンパスに、ハケで白いペンキをはいたように、薄く引き剥がされて、湖水の上を渡って行く。

ゆったりとした動きと時間の動きの中で、延びたり縮んだり変化を繰り返しながら群青色の空に吸い込まれていく。

自然循環の中で、今日も明日も、繰り返し営まれる世界がここにはあるのです。

休日の午後、立寄ったレストランから眺めた風景です。湖水と雲と山の稜線がくつきりと際立っていました。

